

## 文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱

平成16年4月1日15文都指第500号	制 定
平成18年4月1日17文都指第330号	一部改正
平成19年4月1日18文都指第241号	一部改正
平成27年4月1日26文都地第345号	一部改正
平成30年10月1日30文都地第301号	一部改正
令和3年3月31日2020文都地第675号	一部改正
令和8年3月31日2025文都地第744号	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区細街路拡幅整備要綱（2文建副発第3号。以下「整備要綱」という。）

第9条第4項の規定に基づき、助成金及び奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、整備要綱で定める用語の例による。

(助成金及び奨励金の交付対象)

第3条 整備要綱第9条第1項に規定する助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、同項に規定する建築主等とする。

2 整備要綱第9条第2項に規定する奨励金及び同条第3項に規定する奨励金（第12条から第17条までにおいて「奨励金」という。）の交付を受けることができる者は、これらの項に規定する建築主等とする。

(特に後退用地等の拡幅整備を推進する地域)

第4条 整備要綱第9条第3項に規定する区長が別に定める地域は、大塚5丁目、大塚6丁目、千駄木2丁目、千駄木5丁目及び根津2丁目とする。

(助成金対象工事等及び助成金の額)

第5条 助成金の交付の対象となる拡幅整備に伴う工事等及び助成金の額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。ただし、実際の工事等に要した費用が同表に基づき算定した額よりも少ない場合は、その要した費用を助成金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めた工事等については、助成金の対象とすることができる。

3 第1項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(奨励対象及び奨励金の額)

第6条 整備要綱第9条第2項に規定する奨励金の交付の対象及び額は、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

2 整備要綱第9条第3項に規定する奨励金の交付の対象及び額は、別表第3に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。この場合において、算定した奨励金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）により、あらかじめ区長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することを決定したときは助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときは助成金不交付決定通知書（別記様式第2号の2）により、当該申請を行った者に通知する。

（助成金に係る実績報告書の提出）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、対象となる工事等が完了したときは、実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事前及び助成対象工事後の写真及び図面
- (2) 助成対象工事に要した費用が明確になる書類

（助成金の額の確定）

第10条 区長は、実績報告書の提出を受けた場合において、現地調査等により、助成金交付の決定の内容に適合すべきものかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に助成金確定通知書（別記様式第4号）により通知する。

（助成金の請求）

第11条 助成金の交付対象者は、助成金請求書（別記様式第5号）により、区長に請求しなければならない。

（奨励金の交付申請）

第12条 奨励金の交付を受けようとする者は、区による拡幅整備の完了後、奨励金交付申請書（別記様式第6号又は別記様式第6号の2）により、区長に申請しなければならない。ただし、整備要綱第8条第2項の規定により建築主等が自ら拡幅整備を行うときは、当該拡幅整備を行う前にあらかじめ区長に申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第13条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の対象となると認めるときは奨励金交付決定通知書（別記様式第7号又は別記様式第7号の2）により、対象とならないと認めるときは奨励金不交付決定通知書（別記様式第7号の3）により、当該申請を行った者に通知する。

（奨励金の請求）

第14条 前条の規定による交付決定を受けた者は、奨励金請求書（別記様式第8号）により、速やかに区長に対し奨励金の交付を請求しなければならない。

（助成金又は奨励金の交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成金又は奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金又は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金又は奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) 整備要綱及びこの要綱の規定に違反し、又は整備要綱及びこの要綱に基づく区長の指示に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは助成金交付決定取消通知書(別記様式第9号)、奨励金の交付決定を取り消したときは奨励金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(助成金又は奨励金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により助成金又は奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金又は奨励金が交付されているときは、助成金又は奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消された者に対し、助成金又は奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(適用の除外)

第17条 整備要綱第9条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合については適用しない。

(1) 整備要綱第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この要綱に基づく助成金及び奨励金(後退用地等の拡幅整備に係るものに限る。)の対象について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるとき。

- 2 前項の場合において、区長が特に公益上必要であると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

助 成 対 象		金 額	
		高 さ	
※1 塀の撤去		0.5メートル以上	1メートル当たり 15,000円
※2 塀の設置 (助成対象は、撤去した延長を限度とする。)		0.5メートル以上1.0メートル未満	1メートル当たり 15,000円
		1.0メートル以上	30,000円
※3 擁壁・土留 の撤去及び設置	撤去のみ	0.4メートル以上1.0メートル未満	7,000円
		1.0メートル以上1.5メートル未満	17,000円
		1.5メートル以上2.0メートル以下	27,000円
	設置のみ	0.4メートル以上1.0メートル未満	13,000円
		1.0メートル以上1.5メートル未満	33,000円
		1.5メートル以上2.0メートル以下	53,000円
	撤去及び設置	0.4メートル以上1.0メートル未満	20,000円
		1.0メートル以上1.5メートル未満	50,000円
		1.5メートル以上2.0メートル以下	80,000円
最高限度額		2,000,000円	
4 水道メーターの移設		1個所当たり	5,000円
5 柵の移設（私設）		1個所当たり	5,000円
6 樹木の移設	幹周り15センチメートル以上35センチメートル未満	1本当たり	10,000円
	幹周り35センチメートル以上60センチメートル未満		31,000円
	幹周り60センチメートル以上		85,000円
7 私道上の電柱移設		1本当たり	180,000円
8 測量（寄附の場合）		1件当たり	30,000円
9 分筆登記（寄附の場合）		1件当たり	50,000円

※ 2の塀の設置については、次に掲げる要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) フェンスによる塀とし、前面道等の路面の中心からの高さを2メートル未満とすること。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つものとして区長が認めるものであること。

※ 3を適用した場合は、1及び2は適用しない。

別表第2（第6条関係）

奨励対象	金額	
隅切り用地の寄附	1個所当たり	200,000円

別表第3（第6条関係）

奨励対象	金額	
※後退用地等の拡張整備	1㎡当たり	200,000円
	最高限度額	2,000,000円

※ 後退用地等の拡張整備については、次の各号に該当するものを奨励の対象とする。

- (1) 拡張整備が、第4条に掲げる地域内で行われたものであること。
- (2) 大塚5丁目及び大塚6丁目においては令和8年4月1日以降、千駄木2丁目及び千駄木5丁目並びに根津2丁目においては令和8年10月1日又は当該区域における東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第7条の3第1項の規定による指定の日のいずれか遅い日以降に拡張整備が完了したものであること。
- (3) 第14条の規定による奨励金の請求が、令和13年3月31日までに行われたもの。